

省エネルギーは第5の純国産エネルギー

10の提案 家庭での冬の省エネ対策

省エネルギーは、5番目のエネルギー源——といわれます。石油、石炭、天然ガス、原子力に次ぐ第5のエネルギー——というわけですが、石油の99.8%を輸入に頼るわが国にとって、省エネルギーは単なる「節約」にとどまらず、国民一人ひとりが生み出す「第5の純国産エネルギー」なのです。

いま、国をあげて5%の石油消費節約に努力していることはみなさんご存知の通りですが、折から暖房用の灯油の需要が増える時期です。

あなたのご家庭でも5%の節約——第5のエネルギーの生産にご協力ください。

この冬の家庭での省エネ対策——10の提案は、昨年11月22日、総合エネルギー対策推進閣僚会議で了承されたものです。

各家庭におかれては、今年の冬は次のような工夫をお願いします。

部屋の保温編

① 室温は19度に調節を！
部屋の温度は19度以上にしないことを目安に、こまめな調節を行いましょう。暖房温度を1度下げることにより、燃料費は約1割節約できます。



② 部屋の保温の心がけを！
カーテンを厚手のものにし、天井から床までたらし、また、できるだけカーペットを敷いたり、窓、壁などを見張りをするなどして、換気にも気をつけながら部屋の保温に心掛けましょう。

暖房機器編

③ 暖房機器の置き場所に工夫を！
暖房機器は、たとえば窓側などの冷気

の入ってくる位置に窓を背にして置くことで暖気が冷気を押し上げて、空気の対流が十分に行われて効果的な暖房ができるようになります。

④ 適切な暖房機器の選択を！
暖房機器を使う場合には、部屋の用途や大きさ、使う人に合わせたものを選ぶようにしましょう。

たとえば小さな部屋を大部屋用のストーブで暖めれば、温度が上がりすぎて健康にもよくない場合があります。この場合の目安として、1畳あたり、木造建築では350キロワット/毎時、コンクリート建築では250キロワット/毎時の能力をもつ暖房機器を選ぶのがよいといわれています。(ただし、この数字は、寒冷地では1.2倍にしてください。)

⑤ 暖房機器のお手入れを！
石油ストーブは、燃焼部分のお手入れに心掛けてください。空気穴がほりてつまっていたり、しん先が不ぞろいであると、エネルギー効率が低下するばかりではなく、不完全燃焼のおそれがあります。また、ガスの場合も、空気取入



れ口をときどき掃除してください。反射板のストーブは、反射板をよくみがいておきましょう。わずかな汚れでも反射効率に影響します。

その他暖房編

- ⑥ 電気こたつの上手な使用を！
電気こたつは、こたつ敷きなどの上に置いて使しましょう。保温効果が上がります。また、こたつ掛けも、厚手で大きめの綿製のもので毛布を余分に掛けることでよいでしょう。
- ⑦ 電気毛布の強弱にご注意を！
電気毛布を使う場合、おやすみ前にスイッチを「強」に入れて、暖まってから床に入る時には「弱」にして使う方が効率的で、しかも快適な使い方です。
- ⑧ 太陽の恵みを！
冬でも、太陽があたればとても暖かくなります。このような時は、カーテンをあけるなどして、太陽熱を十分に取り入れ、暖房エネルギーを節約しましょう。

湯沸器と断熱材編

⑨ 湯沸器の使い方に工夫を！



瞬間湯沸器の口火をつけ放しにして時々消すのを忘れていませんか。冷たい冬の時期に暖かいお湯は、本当に有難いものですから、つい、たくさん使いがちで、お湯を流し放しにすることはありませんか。必要な分は、容器に取って使うなどして、ひと工夫するようお願いいたします。

国保情報

老人医療と国保

◆老人医療費は

タダではありません

70歳以上の老人が病院で診療を受けた場合、直接窓口でお金を支払わなくてもよいことから、老人医療はタダだと思われていますが、この医療費の7割は国民健康保険税に加入している皆さんが出し合っている国保税で、残りの3割は国と県や市が支払っているのです。自己負担がないというので、決してタダではありません。



◆医療費が増えれば
老人人口の増に伴い、本市でも医療費が年々大きな額になってきています。また、医療技術の向上から医療費が急激に増えて国保財政を圧迫してきていますが、医療費が増えるのと当然保険税を引き上げなければならなくなり、国保加入者全員の負担が増えることとなります。

◆医療費を節約しましょう
病気で医者さんにかかる場合は、その医者さんを信頼し、すぐ効果があらわれないからといって安易に病院をかえることなく、また、医者さんの指示をよく守って、自分の健康は自分で管理するよう心がけ、医療費節約にご協力をお願いします。

⑩ 住宅に断熱材の使用を！
新しく住宅を建てられる方又は増改築をされる方は、断熱材を入れることをおすすめします。普通の住宅(1戸建、延床面積約120平方メートル)には約20万円(新築の場合)ほど断熱材を入れることができますが、これによって、暖房費は半分程度も節約できます。現在、住宅にお住まいの方も、天井裏に断熱材を使用する程度であれば素人でもできますので挑戦してはいかがでしょうか。

くらしの法律相談所を開設

借地、借家、相続、贈与、夫婦、親子関係などの問題でお悩みの方はございませんか。

市では、このようなくらしの法律問題でお困りになっている方々のため、今後毎月18日に無料法律相談所を開設し、各種相談に応じ、問題を解決するための助言と指導を行います。お気軽にお申し込みください。ただし、18日が土曜日や日曜日の場合は、金曜日又は月曜日になります。

今月は次のとおり行います。

期 日・2月18日(月)
場 所・市役所2階 第1会議室
相談員・深見弁護士 伊藤弁護士
申 込・ご希望の方は2月16日(土)の正午まで、市役所市民相談室(☎42-1212内線264)へお申し込みください。先着順で12名まで受け付けます。



◆商品による事故はすぐ連絡を

あなたのひと言が暮らしの安全を守る

「ペーパークーの支柱が折れ、押していた主婦が転倒してケガをした」、「L気アンカや電気毛布を使っていた低温やけどをした」、「化粧品で皮膚障害を起こし、3年間通院した」——このように、使っていた商品が破損したり、故障して、そのために危害を受けたという経験をお持ちの方はおられませんか。

このように商品による危害状況を収集してその原因を調査、分析し、危険性のある商品についてはメーカーに改善を要求するとともに、消費者の皆さんに知らせ、消費者の安全を守る制度、国民センターの「危害情報システム」があります。

このシステムは、全国各地から寄せられる年間約2,300件の危害情報を収集し、そのデータをコンピューターに入れて情報を管理します。

どなたでも商品による事故で危害を受けたときは、国民生活センター危害情報室(☎108、東京都港区高輪3-13-22、☎03-443-6211)へご連絡ください。あなたのひと言が、わたしたちみんなの暮らしの安全を守ります。

◆かん詰めを買うときは

製造年月日を確認してから

消費者の皆さん、かん詰めに表示されていることをご存知ですか。

すべてのかん詰めには「9Y25」とか「9005」などの数字が表示されています。

この数字が製造年月日です。つまり、4ケタの数字のうち、最初の数字が西暦の最後1ケタの年を、2番目の数字やアルファベット記号が月を、3番目と4番目の数字が日を表わしています。

なお、月を表わす数字は「1~9」が1月~9月、「0」は10月、「Y」が11月、「Z」が12月です。たとえば、「9Y25」と表示されているものは、1979年の11月25日に製造されたものであり、「9005」は1979年10月5日、「0109」は今年1月9日に

製造されたことを表示しているものです。

かん詰めをお求めになる場合は、この製造年月日を確認のうえ、あまり古いものを買わないよう気をつけましょう。

